

紙類貿易情報講演会録

2018年7月19日(木)
13:30-15:00
紙パルプ会館会議室にて
組合/山浦記

日本紙類輸出組合・日本紙類輸入組合

参加者

20名

講師

東京共同会計事務所
EPA/FTA アドバイザー
住本 直也 様

東京共同会計事務所
EPA/FTA アドバイザー
西成田 綾子 様



1.EPA/FTA 概要と協力依頼の重要性

1.EPA/FTA 概要～RCEP が今後の紙業界に与える影響： EPA(経済連携協定)はアジアを中心に現在 15 協定が利用可能。日 EU 協定や TPP11、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)により、今後さらに利用可能な範囲が増える。また、RCEP が締結されると関税率が低くなり関税率の低い国への輸出が増加する、RCEP 域内を中心にしたサプライチェーンの構築にシフトするなどの影響がある。

2.EPA 税率を適用するには？： EPA に基づく関税の減免を受けるためには、原則として輸入通関時に特定原産地証明書原本の提出が必要である。特定原産地証明書を発行するためには、輸出品が各協定、各 HS コードで定められた原産地基準を満たしていること(原産性を証明しなくてはならない。

3.協力関係構築の重要性: 原産性

の確認は、生産者あるいは輸出者が行う必要がある。生産者が確認する場合 EPA の理解度に応じて必要な手助けを輸出者が行い、輸出者が確認する場合は生産者から生産情報(総材料表など)を得て行う。また、生産情報に変更があった場合は生産者から連絡を得られる体制を構築する必要がある。EPA の利用には輸出者と生産者の協力体制が必須であり、良好な関係を築くことが重要である。

2.原産性の確認と作成すべき保存書類の例示

1.輸出製品の HS コードの確認: HS コード(関税分類番号)は品物の名称・分類を世界的に統一した 6 桁の番号であり、HS コードごとに関税率が定められている。原産性の確認のためには輸出品の正確な HS コードの把握が必要となる。

2.EPA 税率の確認: 関税率は、①輸入者を通じて輸入国での確認、②関税検索ツール「World Tariff」、③輸入国税関のホームページで確認できる。

3.輸出品の原産地規則の確認: 加工品の場合、最も効率の良い原産性の確認方法は「非原産材料を使用して生産される産品」となり、その際に用いられる判断基準が CTC ルール(関税分類変更基準)、または VA ルール(付加価値基準)となる。利用協定と輸出品の HS コードにより、採用されている基準が異なるため、利用協定の品目別規則を確認する必要がある。

4.原産性立証の根拠書類の作成: 原産性立証の根拠書類として、CTC ルールを使用した場合は対

比表、VA ルールを使用した場合は計算ワークシートを作成する。VA ルールを使用して原産性を確認する場合は、輸出品の原価情報が必要だが、輸出者が生産者から原価情報の開示を受けることが困難であるため、実務上、輸出者が検証することは難しいと言える。

5.特定原産地証明書の取得手続き: 特定原産地証明書は、①日本商工会議所のシステムに企業登録、②原産品の判定依頼、③特定原産地証明書発給申請の順に取得手続きを行う。

質疑応答

古紙は原産品として扱えるか: 古紙の HS コードがあるのであれば、その HS コードに規定された原産地基準を満たすことで原産品として扱える。

RCEP ではアーリーハーベストが設定されるか: 現時点ではそういった情報は入っておらず、不明である。